

入 札 説 明 書

(倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）)

令和7年8月25日に公告した倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 契約者

倉敷市

2 契約事務担当課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

倉敷市総務局総務部人事課

電 話：086-426-3145（直通）

FAX：086-421-2400

電子メール：psnl-pwelf@city.kurashiki.okayama.jp

3 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）

(2) 業務内容等

入札説明書及び倉敷市職員定期健康診断等業務委託仕様書（以下「仕様書」という）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書別紙1「倉敷市職員定期健康診断等実施会場・実施時期」のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。入札参加資格の有無は、倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）一般競争入札参加資格審査申請書（以下「入札参加資格審査申請書」という）提出日現在による。ただし、入札参加資格審査申請書提出日から落札決定の日までに次に掲げる要件を1つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しないこと。

(2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市から指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。

(3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び倉敷市暴力団排除条例（平成23年条例第45号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 賦課されているすべての税（国税・県税・市税）に滞納が無いこと。
- (8) 引き続き5年以上健康診断業務を営んでおり、倉敷市内又は、岡山県内で倉敷市に隣接する市町（岡山市は北区、南区に限る。ただし北区の建部、御津、足守は除く。）に、仕様書の「3 健康診断等の種類」に記載の各種健康診断を実施可能な健診施設を有する法人であること。
- (9) 令和5年4月1日以降に地方公共団体又は民間企業（以下委託者という）で定期・雇入時・特定健康診断（労働安全衛生規則第43条及び第44条第1項各号に掲げる項目の検査。）を委託者の所有・管理する施設において検診車等を用いて実施し、1委託者の1年度あたりにおいて、2,000人以上かつ、同一会場において1日あたり最大100人以上の実施実績があること。また、これらについて健康診断の主要部分を再委託することなく自ら実施し、受注者の責により契約期間よりも前に契約期間が解除されることなく、履行・完了した実績があること。（以後、「入札参加資格の健診実績」という。）
- (10) 本委託業務を実施するにあたり、業務に従事する従業員が法令上必要な資格、免許等を有していること。
- (11) 日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査（日本臨床検査技師会、全国労働衛生団体連合などが実施しているもの）に毎年参加し、その評価が良好であること。
- (12) その他仕様書に従って委託業務を適正に行うことができること。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合は、次により行うこと。

(1) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式（業務名の記載は必須）により、人事課に電子メール（psnl-pwelf@city.kurashiki.okayama.jp）により提出すること。必ず電子メールの到着を電話で人事課に確認すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和7年8月25日（月）午前10時～令和7年9月1日（月）（午後5時必着）

(3) 回答

回答は、令和7年9月5日（金）（午前12時）までに、本市の人事課ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本入札説明書と一体のものとして、同等の効力を持つものとする。

6 入札参加資格申請の手続き

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり、「入札参加資格審査申請書」及び必要資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

申請書は本市のホームページで公表する。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014309/1020876.html>

ア 倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）一般競争入札参加資格審査申請書

イ 倉敷市職員定期健康診断等業務委託（単価契約）一般競争入札参加資格要件確認書（両面印刷）

ウ 賦課されているすべての税（国税、県税、市税）に滞納がないことの証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）

- エ 会社概要（本店・支店の所在地、事業概要）がわかる書類
- オ 法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）
- カ 令和5年4月1日以降に受注した「入札参加資格の健診実績」の内容や人数等の実績がわかる書類
- キ 日本医師会による臨床検査精度管理調査又はこれに準ずる精度管理調査の調査実施の事実及びその評価が確認できる書類（写し可。）
- ク 申請に必要な書類チェックシート

（2）提出期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和7年8月26日（火）から令和7年9月10日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 上記「2 契約事務担当課」の場所に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。令和7年9月10日午後5時必着）
なお、提出された書類は返却しない。

（3）審査結果の通知

入札参加資格審査申請書を提出した者には、通知により参加の可否を回答する。通知は令和7年9月17日（水）までに発送する。

7 入札の方法

本件は総価入札・単価契約とし、郵便入札により行う。

（1）郵送方法

入札書及び入札内訳書（以後「入札書等」という）を提出期限までに一般書留、簡易書留のいずれかの方法で提出することとする。郵便局が発行する郵便物等受領書（お客様控）は、開札が終わるまで必ず保管しておくこと。入札書等の持参など上記以外の方法での提出は認めないものとする。

【送付先】

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地 倉敷市役所 人事課 行

（2）入札書等の記入について

- ア 入札書等は、本市所定の様式によること。
- イ 入札書の記載項目
 - ・年月日「令和7年9月26日」（開札日を記入すること。）
 - ・入札参加者の所在地、法人の商号又は名称、代表者職氏名及び押印
 - ・入札金額（入札内訳書の「総額（5年度分）」の数字を記載すること。）
 - ・くじ番号（3桁の任意の数字を記入すること。記入がない場合は000とする。）
- ウ 入札内訳書の記載項目
 - ・入札内訳書は両面印刷とすること。
 - ・入札参加者の所在地、法人の商号又は名称、代表者職氏名及び押印
 - ・仕様書に示した健康診断の検査項目ごとの単価（税抜：見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額）
 - ・上記単価に予定延べ人数（数量（人））を乗じて得られた検査項目ごとの金額（単価×数量）
 - ・検査項目ごとの金額の合計（1年度あたりの金額）
 - ・1年度あたりの金額に5を乗じたもの（本委託契約の総額＝入札書の金額）とする。
 - ・入札金額は一切の諸経費を含め見積もること。なお落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及

び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書等に記載すること

エ その他注意事項

入札書等の記入については、容易に消すことができる鉛筆や消せるボールペン等は使用せず、黒色のペン又はボールペンを使用するかパソコン等により正確な記入をし、記入や押印の漏れがないよう作成する。

訂正をする場合、砂消しゴムや修正液等は使用せず、訂正箇所には二重線を引き使用印鑑届の印鑑（以下「届出印鑑」という。）を押し、訂正箇所の上か横に正しい文字を記入する。ただし、金額訂正は認めないものとする。なお、本市に到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(3) 封筒及び封入

郵便入札に使用する封筒は、内封筒と外封筒の2重封筒とする。入札書及び入札内訳書は内封筒に入れ、内封筒の表面には、業務名及び商号又は名称および代表者職・氏名を記載する。裏面には、糊づけ（セロハンテープ等は不可）をした部分に届出印鑑で封印するものとする。

外封筒には、「入札書在中」及び「一般書留」又は「簡易書留」を朱書で記載すること。

そのほか封筒記載例を参考にすること。

(4) 入札書の提出期限

令和7年9月25日（木）午後5時までに倉敷市人事課に必着とすること。

(5) 入札の辞退

入札を辞退しようとするときは、倉敷市人事課に入札書の提出期限までに入札辞退届を提出すること。入札書提出後の辞退は認めないものとする。

(6) 入札回数及び落札者の決定

入札回数は1回とする。

予定価格の制限内の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

入札金額が予定金額を上回り、入札が不調となったときは、最も安価な入札金額の者と予定価格の範囲内で随意契約をすることができる。

予定価格以下で、最も安価な入札金額の者が複数いるとき（同価のとき）は、次の項で示す「くじ」によって落札者を決定する。

(7) 「くじ」による落札者の決定について

① 「同価整理番号」を振り付ける。

同価となった業者の組織名を除いた業者名の50音順で、0、1、2・・・と「同価整理番号」を振り付けていく。例えば、アイオ会社、イイオ会社の2社の場合には、アイオ会社が「0」、イイオ会社が「1」となる。

② 同価となった業者が入札書に記入した3桁の「くじ番号」を合計し、それを「合計くじ番号」とする。

例えば、アイオ会社が「487」、イイオ会社が「654」の場合には、合計くじ番号「1141」となる。

③ 「合計くじ番号」を同価となった業者数で割って「余り」を求める。この場合には、合計くじ番号「1141」で、同価は2社なので、 $1141 \div 2 = 570$ 「余り」1となる。

④ ③で求めた余りと、「同価整理番号」が一致する業者を落札業者とする。この場合には、「余り」が1なので、「同価整理番号」が1のイイオ会社が落札者となる。

(8) 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札書等は無効とする。

- ア 指定した方法以外（メール、普通郵便、持参等）で提出された入札書等
 - イ 入札金額の記載がない・入札金額を訂正した・入札金額が判読できない・入札金額に「0」又はマイナスの数値を記載した入札書等
 - ウ 入札内訳書に記載の総額と入札書に記載の入札金額に差異があった場合及び入札内訳書の記載に間違いがあった場合の当該入札書等
 - エ 記載すべき事項の記載がない入札書等、又は虚偽の記載がある入札書等
 - オ 記載事項の全部又は一部に、鉛筆書きや消せるボールペンで記載のある入札書等
 - カ 届出印鑑の押印がない、又は印影が不明瞭である入札書等
 - キ 入札参加が認められていない者が提出した入札書等
- 上記に加え、次のいずれかに該当する場合
- ア 倉敷市財務規則第162の各号に該当する場合
 - イ 入札書等を入れる内封筒の記載事項に漏れがある場合、又は内封筒に届出印鑑での封印がない場合

8 開札日時及び場所等

令和7年9月26日（金）10時

倉敷市西中新田640番地 倉敷市総務局応接室（本庁舎4階）

開札は倉敷市人事課職員が行う。開札に入札参加者が立会う必要はないが、入札参加者で立会いを希望する者は入札書等の提出期限までに、立会希望の連絡を電話で行うこと。代表者以外の者が立会う場合は委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は本入札に関わりのない本市職員が立会うものとする。

9 入札結果の通知

入札結果の通知については、落札者のみに対して速やかに電話で行うものとする。なお、入札結果については、後日、本市人事課のホームページに掲載するものとする。

10 契約手続

（1）契約手続における交渉の有無

無

（2）契約書の作成等

- ア 落札者は、落札決定した日から14日以内の日（最終日が、倉敷市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に契約書を取り交わすものとする。
- イ 落札者が上記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、入札参加資格を取り消す。これに加え、契約予定金額（消費税及び地方消費税含む。）に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を徴するものとする。
- ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- エ 本契約は、本市が落札者とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。

（3）契約条項

別冊「契約書（案）」のとおり。

（4）契約保証金について

要（見積額の100分の10以上）

ただし、倉敷市財務規則第175条の規定に該当する場合は免除する。

1 1 その他

(1) 入札説明会

無

(2) 入札の中止

災害その他やむを得ない事情により入札を延期・中止することがある。その入札中止に伴い入札参加希望者に損害が生じて、倉敷市はその責を負わないものとする。